

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション

恵那医院リハビリケアセンター運営規定

（事業の目的）

第1条 古栄美佳が開設する恵那医院が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者に対して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対して、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 指定通所リハビリテーションの提供にあたって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、通所リハビリテーションが必要であると医師が認めた要介護者とする。

3 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーションにおいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（事業所の名所等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 恵那医院リハビリケアセンター
- ② 所在地 中津川市本町4丁目4番10号

（職員の職種、員数）

第4条 事業の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|--------------|------------|
| （1）管理者 | 1名（医師と兼務） |
| （2）医師 | 1名（管理者と兼務） |
| （3）看護職員、介護職員 | 3名以上 |
| （4）理学療法士 | 2名以上 |

（従業者の職務内容）

第5条 前条に定める従業員の職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
- （2）医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
- （3）看護職員は、医師の指示に基づきサービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行う。
- （4）介護職員は、利用者の心身機能、住宅環境を把握し、各専門職と共に通所リハビリテーション計画（介護予防通

所リハビリテーション計画）を作成し、計画に基づく介護を行う。

（5）理学療法士は、医師の指示・通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）に基づき、機能訓練の実施、生活行為に際しての援助、利用者並びにその家族に対する支援を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、お盆・年末年始の休暇を除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間
 - 1 単位目 午前9時30分から午前11時10分までとする。
 - 2 単位目 午後1時20分から午後3時00分までとする。
 - 3 単位目 午後3時00分から午後4時40分までとする。

（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員）

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- ① 1 単位目 10名
- ② 2 単位目 12名
- ③ 3 単位目 10名

（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

第8条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証の定める利用額の割合額とする。（料金表は別紙参照）

<その他の加算について>

リハビリテーションマネジメント加算口 （開始から6ヵ月以内）	リハビリ会議を実施し、計画書の見直しを行い厚生労働省にデータを提出しフィードバックを活用している場合に、加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算口 （開始から6ヵ月超える）	リハビリ会議を実施し、計画書の見直しを行い厚生労働省にデータを提出しフィードバックを活用している場合に、加算されます。
医師の説明による同意	リハビリ会議に参加し、計画書を基に医師が利用者又はその家族に説明を行った場合に加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算	サービスを週2回以上利用され、個別リハビリテーションを退院（所）日又は認定日から起算して3ヵ月以内の期間に行った場合、加算されます。
（介護予防）生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図る為の目標を踏まえた通所リハビリテーション計画の作成等を行った場合に、開始月から6ヵ月以内を限度として、加算されます。
（介護予防）科学的介護推進体制加算	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを活用している場合に加算されます。
送迎減算	送迎を行わない場合、（片道につき）減算されます。
（介護予防）サービス提供体制強化加算	有資格者を一定基準雇用し、サービスの体制が基準を満たしているため加算されます。
（介護予防）退院時共同指導加算	退院時の情報連携を促進するため、理学療法士等が退院時カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合加算されます。

※別途、1ヵ月の総単位数に、新介護職員処遇改善加算として8.3%を乗じた単位数が加算されます。

- ① 医師の指示及び（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく、理学療法
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ リハビリマネジメント（介護給付、介護予防給付）
- ⑤ 運動器機能向上（介護予防給付）

2 第9条通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までの次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル未満 0円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル以上 200円（税別）

3 おむつ又はリハビリパンツ代は1枚につき100円（税込）、パット代は1枚につき100円（税込）、マスク代は1枚につき50円（税込）を徴収する。

4 その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、中津川市の区域とする。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第10条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 事業所職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ④ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、消防施行第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理責任者を設置して、非常災害対策を行う。

2 非常災害用の設備点検は、契約保守点検者に依頼する。点検の際は、防火管理責任者が立ち合う。

3 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

4 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務を遂行する。

5 防火管理責任者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

6 その他必要な災害防止策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（事故発生時の対応）

第12条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに併設医療機関への受診等の必要な措置を講じ、保証人等のご家族への連絡をする。また、必要に応じて、その他の医療機関等への受診を行う場合がある。事故についての検証は、経過・原因究明・今後の対策を検討し、必要に応じ防止に向けた対応を行う。

(虐待の防止)

第13条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定する。虐待防止に関する担当者：大間 悠作
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所職員に周知徹底を図る。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をする。
- ④ 事業所職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ⑤ サービス提供中に、事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報する。

(ハラスメントの防止)

第14条 事業者は事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、次に掲げるとおりハラスメントの防止に向けて取り組む。

2 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、事業所職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となる。

3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討する。

4 事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努める。

5 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。

(身体拘束)

第15条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要)

第16条 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設窓口（連絡先）、担当者の設置、相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を設置している。また、担当者が不在の場合は、電話転送等で連絡がとれるようにする。

【恵那医院リハビリケアセンター 窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称) 担当者 大間 悠作	所在地 岐阜県中津川市本町4-4-10 電話番号 0573-66-6851 ファックス番号 0573-66-6851 受付時間 9:00~17:00
【市町村（保険者）の窓口】 中津川市役所 市民福祉部福祉局介護保険課	所在地 岐阜県中津川市かやの木町2-1 電話番号 0573-66-1111 受付時間 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内 電話番号 0570-059-402 受付時間 10:00~15:00

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① すべての職員は、苦情を受付けたときは、一次対応者として位置付ける。
- ② 一次対応者は、苦情申立者から事情を詳細に聞き、トラブル（苦情）報告書を記載し、苦情担当者へ速やかに報告する。
- ③ 苦情相談担当者は、速やかに具体的な対応をする。苦情内容が請求及び責任追及の場合は自宅訪問による謝罪も検討する。苦情内容が願望及び要望の場合は、職種間で協議をする。
- ④ その他苦情相談担当者は、原因を具体的に分析し、解決策を迅速かつ確実に実施する。

3 その他参考事項

- ① 普段から苦情が出ないようなサービス提供を心掛けている。(毎日朝礼当で確認)
- ② 苦情が発生した場合は、解決策を検討し、迅速かつ確実に実施する。

(衛生管理等)

第17条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに供する施設、機器その他の設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じる。

3 感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を努める。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、職員等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修、採用後6ヵ月以内
- ② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は恵那医院と事業所の管理者との協議に基づいて定め

るものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1 年 1 0 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 3 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 3 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 2 月 1 日から施行する。